

2025 年 5 月 9 日

国立大学法人徳島大学長
河村保彦 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 山口裕之

入試手当支給細則に関する申し入れ文書

日頃より徳島大学の充実発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、入試手当支給細則については、5月14日に開催を予定している役員会に諮られるとのおうかがいしております。これまで入試業務は超過勤務手当で処理されてきましたが、超過勤務の時間が実働時間を必ずしも反映しておらず、年度や学部によっても異なることから、手当化して公平化するという基本方針に異論はございません。

しかしながら、現状の超過勤務手当の額よりも手当額が低くなる不利益変更がかなりな数に上るとのことなので、その点は賛成できません。また、入試業務が休日の場合、超過勤務手当で処理されている現状では「振替休日+手当」となっていますが、入試手当化された場合には振替休日はなくなることも想定され、この点でも不利益変更となります。

さらに、当該支給細則における最大の問題は、「ポイント表」に見られる、科目によるポイント差にあります。たとえば、「筆記(数学)」の「試験問題作成責任者」は38ポイントが付与されるのに対して、「小論文等(志望調書を除く。)」の作成責任者は14ポイントにとどまっております。加えて、試験問題作成担当者に関しても、「筆記(数学：後期、総合問題を除く。)」は20ポイントであるのに対して、「小論文等(志望調書を除く。)」では僅か10ポイントとなっており、その差は歴然です。このようなポイント差は到底容認できないばかりか、これでは小論文の出題や採点を依頼することさえ憚られるのが実情です。

この点に関する入試課の説明によれば、「問題数を出题者の数で割った値でポイントを計算した。一般教科は学習指導要領に沿っているかのチェックも必要で、手間がかかる。他大学の例も参考にした」とのことでありました。

とはいえ、こうした説明は以下の観点から不十分であると言わざるを得ません。そもそも、論文の問題と数学などの問題とは異質です。「正解」が一義的に決まっていない小論文の採点は、公正さを保持するために細心の注意を払う必要があります。また大量の文章を読むので、多大な時間と労力を要するのが実情です。さらには、小論文の出題のためには、通常の教育研究以外に新書など高校生にも読みやすい本を読むことに加えて、使われている漢字が高校までの学習漢字に入っているかどうかをチェックしなければなりません。

また、他大学では、数学をこれほど優遇している例は見当たらないばかりか、入試の在り方は大学によって違うので、他大学の手当額は必ずしも参考にならない点も付言させていただきます。

以上のことから、入試手当支給細則におけるポイント表については、その見直しを強く求める次第です。

記

入試手当支給細則における教科ごとのポイントの不均衡についてはその見直しを要望いたします。

以上